

三重県における今後の特別支援教育のあり方について

平成20年7月

三重県教育改革推進会議

三重県の特別支援教育の現状について

1 これまでの経緯

平成17年12月

「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」

（中央教育審議会）

平成18年3月「三重県における今後の特別支援教育のあり方（報告）」

（三重県における今後の特別支援教育のあり方検討委員会）

平成18年10月「三重県における特別支援教育の推進について」

（三重県教育委員会）

平成19年4月「学校教育法等の一部を改正する法律」施行

「盲・聾・養護学校」から「特別支援学校」へ移行

2 特別支援学校の現状と課題

全国的な少子化の中、本県においても小・中・高等学校の児童生徒数は減少傾向にあるにもかかわらず、平成19年度の特別支援学級の児童生徒数は、対平成10年度比で9.6%増、特別支援学校の児童生徒数は対平成10年度比で2.9%増となっている。

特別支援学級に在籍する児童生徒数について、東紀州地域以外は増加傾向にあり、特に北勢地域でその傾向が著しい。また、そのほとんどは知的障がい及び情緒障がいである。

特別支援学校については、知的障がいに対応する特別支援学校の児童生徒数が増加しており、特に桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町を校区とする西日野にじ学園の児童生徒数が高等部を中心に急増している。

本部会の開催について

第1回 平成19年10月26日（金）

内容 特別支援教育の今後の在り方について ほか

第2回 平成19年11月26日（月）

内容 北勢地域の特別支援学校の在り方について ほか

第3回 平成19年12月21日（金）

内容 中勢地域の特別支援学校の在り方について ほか

第4回 平成20年1月25日（金）

内容 松阪・多気、南勢・志摩地域の特別支援学校の在り方について ほか

第5回 平成20年3月24日（月）

内容 本年度審議のまとめについて ほか

特別支援教育のあり方について

1 特別支援教育に転換して学校はどう変わるべきか

(1) 今後の方向性

障がいのある子どもたちも、障がいのない子どもたちも共に育っていくという考え方が重要である。

特別支援教育については、実態や課題も様々ではあるが、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や、それぞれの場面に応じた対応が必要であり、通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の子どもにも対応した教育を充実する必要がある。多様な課題に対して実態を把握し、どう対応していったかについて検証するシステムもあわせて必要である。個別の支援計画の作成にあたっては、毎年度事後にアンケート等を活用しながら検証することが必要である。

また、障がいのある児童生徒が地域社会に積極的に参画し地域の人々と共に自立した地域生活を実現するための支援が重要であり、社会的自立に向けた職業教育を充実するとともに、卒業後の進学や就労につながるよう教育・福祉・労働等の諸機関が連携して支援する必要がある。

(2) 特別支援学級、通常学級のあり方について

子どもたちが、それぞれの地域で共に学ぶために、特別支援学級、通常学級での教育の充実が重要である。そこで実践すべきことは決して高いレベルのものが求められているわけではない。但し、分析をしていかななくてはならず、子どもをめぐって十分なケース検討を行なっていく必要があり、そのための体制整備を整えていく必要がある。

(3) 教員の専門性

個々の教育的ニーズに応じた教育的支援を行うためには教職員に高い専門性が求められる。特別支援学校がセンター的機能を発揮するためには、教職員が高い専門性を身につけることが必要であると同時に、小中学校等の教職員についても、通常の学級に在籍する対象児童生徒が多いことや、教職員全体で支援体制を構築していくことから、若手教員等の育成も行いながら、すべての教職員が特別支援教育について理解を深め、指導方法等積極的に研修する必要がある。

また、単に専門性の向上だけでなく人材の確保、教職員間の共通理解と連携が必要であるとともに、教員が子どもと向き合うことが大切であり、そのための十分な時間が必要である。そのために退職教員や学生ボランティアの活用などの工夫を考えながら、県としてできる限りの支援を検討するべきである。

(4)関係機関の連携の充実

小学校から中学校、中学校から高等学校の連携はもちろんであるが、就学前から高等学校卒業までの一貫した支援が重要であり、医療・保健・福祉・労働・教育・地域の連携や、幼・小・中・高の連携など、トータルにサポートできるシステムが必要である。特に健康福祉関係機関と情報を共有することで就学前の状況が明らかとなり、小学校での個別の支援計画作成がより有効なものとなる。但し、その際には、個人情報を引き継ぐ必要があるので、その問題をクリアできるシステムづくりが必要である。

特別支援学校のあり方について

1 特別支援学校のセンター的機能について

(1)相談機能

特別支援学校のセンター的機能は、教育相談や研修会など盲・聾・養護学校時代から行われてきたが、子どもの自立に向けた指導法、発達障がいの子どもに対する指導法など相談、研修の充実が必要であり、さらに、学校や地域を巡回するシステムも必要である。

(2)コーディネーター

各特別支援学校において、関係機関との連絡調整や保護者との関係づくりを担う特別支援教育コーディネーターは、原則市町教委を通じての要請に応じ、学校訪問をおこなっている。しかし、システムとしてまだ十分ではないことから、迅速に動けるシステムづくりが必要であり、コーディネーターを育てていく具体的な施策を検討していく必要がある。

今後コーディネーターの活動の成果と検証を進めることで、ノウハウの蓄積と継承を確実におこなっていくことが必要である。

さらに、コーディネーターの専任化、医療関係者とのチーム化なども含めて、今後のビジョン・方向性などの議論を深めたい。

2 北勢地域の特別支援学校のあり方について

知的障がいのある児童生徒数の増加への対応

校内の連携、地域との連携、一人ひとりの教育的ニーズに対応した適切できめ細やかな指導、児童生徒の安全管理、通学時間等について様々な問題が考えられるので、西日野にじ学園の児童生徒数の増加に関しては、早急に対応すべきである。西日野にじ学園の児童生徒数を勘案すると、地域ごとに特別支援学校が必要である。これから増えていく可能性があるれば、桑名員弁地域、鈴鹿亀山地域にそれぞれ必要である。その教育内容としては、小・中・高がスムーズに繋がるものとするべきである。

3 松阪・多気、南勢・志摩地域の特別支援学校のあり方について

この地域でも知的障がいのある児童生徒が増加している所以、今後、対策の検討が必要である。また、校区が広く長時間の通学となっている児童生徒があり、その点についても対策を検討しなくてはならない。

4 東紀州地域の特別支援学校のあり方について

人口が減少しているこの地域では、特別支援学校の数を増やすということよりも、質が重要である。福祉・医療を初めとしたネットワークを構築することが必要である。

また、東紀州くろしお学園本校が2ヶ所に分かれて設置されていることは、センター的機能の発揮の面から問題がある。統合の検討が必要である。

5 盲学校・聾学校のあり方

盲学校・聾学校は県内で津にしかないため通学距離が長く、保護者の負担が大きい。居住地の近くにある特別支援学校が複数の障がい種別に対応できるよう、その機能を広げていくべきである。そして、盲・聾学校の専門的な教員が各学校にアドバイスできるよう県内を巡回することを検討すべきである。但し、地域に分散した場合、療育が十分できるかという問題もあり、特別支援学校全てが全障がいに対応することは難しい。

各特別支援学校に視覚・聴覚部門を設置する場合、計画的に教員を育成していく必要がある。

6 寄宿舎のあり方

寄宿舎生は減少しているが、必要としている人がいるのであればなくすことはできない。但し、現実に、スクールバスの充実等により通学困難は解消されてきており、寄宿舎の機能は本来何なのかを見直す必要がある。自立を促進させたいという思いから、保護者からの希望が多いが、学校教育として担うべきものなのか、本来のところに立ち返って考えるべきである。